

吉川松伏消防組合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

12月21日（水曜日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
○本会議に出席した事務局職員	4
○開会の宣告	5
○閉議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	7
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○閉会の宣告	28

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第6号

平成23年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月9日

吉川松伏消防組合管理者 戸 張 肇 茂

記

1 期 日 平成23年12月21日（水）

2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	廣	沢	文	隆	議員	2番	加	崎	勇	議員
3番	稻	垣	茂	行	議員	4番	中	嶋	治	議員
5番	遠	藤	義	法	議員	6番	小	野	潔	議員
7番	福	井	和	義	議員	8番	飯	島	正	議員
9番	南	田	和	実	議員					

不応招議員（なし）

平成23年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年12月21日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 報告第1号 専決処分事項の承認について

日程第 7 第6号議案 吉川松伏消防組合手数料条例の一部を改正する条例

日程第 8 第7号議案 平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

出席議員（9名）

1番	廣	沢	文	隆	議員	2番	加	崎	勇	議員
3番	稻	垣	茂	行	議員	4番	中	嶋	治	議員
5番	遠	藤	義	法	議員	6番	小	野	潔	議員
7番	福	井	和	義	議員	8番	飯	島	正	議員
9番	南	田	和	実	議員					

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	戸	張	胤	茂
副 管 理 者	会	田	重	雄
監 査 委 員	小	島	伊	紀
消 防 長	相	川	勘	造
会 計 管 理 者	岡	田	重	久
総 務 課 長	鈴	木	克	巳
予 防 課 長	島	根	力	雄
警 防 課 長	浅	子	廣	廣
指 令 課 長	高	橋	浩	造
吉川消防署長	森	田		栄
松伏消防署長	飯	島		明

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	小	池	稔
書 記	田	口	嘉 津 典

○南田和実議長 議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にて参考賜りありがとうございます。



◎開会の宣告

(午前10時00分)

○南田和実議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成23年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○南田和実議長 これより直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○南田和実議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○南田和実議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長から指名いたします。

7番 福井和義議員

8番 飯島正雄議員

以上2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○南田和実議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○南田和実議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成22年度出納整理期間中の4月、5月分及び平成23年度4月から7月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名については、お手元に写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に管理者より提出された議案の件名については、お手元に議案目録の写しを配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○南田和実議長 日程第4、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しい中、平成23年第3回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席をいただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、3点の行政報告をさせていただきます。

1点目に、職員採用につきましてご報告をいたします。最初に、本年9月1日付の職員採用につきましては、前回の7月議会でご報告いたしましたとおり、4名を採用し、採用後に1ヶ月間の基礎教育訓練を終了し、消防隊員として消防署に配属しております。現在の職員数は146名でございます。

次に、平成24年度の採用職員につきましては、9月18日に1次試験、10月12日に2次試験を実施し、応募者39名のうちから8名を合格者として採用候補者名簿に登載したところでございます。

2点目に、総務省消防庁から緊急消防援助隊の支援資機材の無償提供が決定した旨、本年11月8

日に通知がありましたので、ご報告をさせていただきます。この資機材は、エアーテントを中心とする資機材で、発電機、寝袋及び簡易ベッド等が附属されてございます。緊急消防援助隊の支援資機材を充実、強化するため、各都道府県に合計500セット配備するもので、実際の納入時期につきましては、来年度になると伺っております。

なお、資機材の詳細につきましては、資料をお手元に配付させていただきましたので、ご確認をお願いをします。

3点目に、給与改定についてご報告をいたします。当消防組合職員の給与は、吉川市職員の給与に関する条例を準用しておりますことから、本年11月29日に吉川市の臨時議会において、給与条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い実施するものでございます。具体的な改正内容でございますが、給料表につきまして平均0.2%の引き下げを行うものでございます。また、4月から11月までの期間に係る官民格差相当分を解消するため、12月の期末手当におきまして所要の調整を行うものでございます。

なお、改定時期でございますが、平成23年12月1日とするものでございます。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○南田和実議長　日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、7番、福井和義議員の質問を許可いたします。

通告第1号、7番、福井和義議員。

○7番　福井和義議員　7番議員、福井和義です。議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

質問事項は、AEDの管理、研修についてです。質問の要旨、さいたま市の市立小学校で6年生の女子児童が駆伝の練習中に倒れ、搬送先の病院で亡くなる事故がありました。救急隊を待つ間、学校ではAEDを使用せず、学校の対応に問題がなかったか調査しています。県内でAEDの設置が進んでいますが、点検や消耗品の交換が課題となっています。万一の際に使用不能とならないよう、市、町は使用方法、設置場所だけでなく定期点検を実施する必要があります。そこで、3点について質問をします。

- (1) AEDの管理に対する指導はどのように行っていますか。
- (2) 事故、疾病等でAEDを使用した件数はどのくらいありましたか。
- (3) 普通救命講習、上級救命講習の参加状況は、どのくらいありましたか。

以上です。

○南田和実議長 ただいまの7番、福井和義議員の一般質問に対しまして答弁を求める。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 警防課長の浅子でございます。よろしくお願ひいたします。福井議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、1点目のAEDの管理に対する指導の質問でございますが、AEDには、正常かどうか示すインジケーターがついております。AEDの機種により異なりますが、ランプや表示するタイプがございます。このインジケーターの表示を正常に確認することが必要でございます。また、AEDの電極パッドやバッテリーには3年から5年の使用期限や寿命がありまして、設置してから日時が経過している場合には注意が必要でございます。これらの注意点をAEDを設置している事業所等に対しまして訓練や講習で注意喚起し、指導をいたしているところでございます。

次に、AEDを使用した件数でございますが、当消防組合管内のAEDを設置している事業所では、過去3年間のうち、平成20年7月に1件ございました。これは、越谷ゴルフクラブで休憩中の67歳男性が胸痛を訴え心肺停止となり、従業員2名により心臓マッサージとAEDを使用した電気ショックを実施後、救急隊員に引き継ぎ心拍再開した事例でございます。この傷病者は、約1カ月の入院後、無事後遺症も残さず退院となってございます。この勇気を持って応急手当をしていただいた従業員2名に対しまして、当消防組合から感謝状を贈呈したところでございます。

次に、3点目の普通救命講習、上級救命講習の参加状況はどのくらいかというご質問でございますが、平成20年から平成22年の3カ年の普通救命講習状況について申し上げますと、平成20年、47回の実施回数で627名、平成21年、34回の実施回数で448名、平成22年、47回の実施回数で587名、3年間で127回の開催で1,702名でございました。また、上級救命講習受講状況でございますが、平成20年から平成22年の3カ年の実施回数、受講者数を申し上げますと、平成20年、1回の実施回数で14名、平成21年2回の実施回数で19名、平成22年2回の実施回数で31名、3カ年で5回の開催で64名でございました。当消防組合といたしましても、普通救命講習を積極的に実施し、応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

7番、福井和義議員。

○7番 福井和義議員 再質問ありません。

以上で終わりにします。

○南田和実議長 次に、5番、遠藤義法議員の質問を許可いたします。

通告第2号、5番、遠藤義法議員。

○5番 遠藤義法議員 おはようございます。5番、遠藤ですが、通告してございます2点につきまして質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1点目は、消防の広域化計画と進捗状況、対応についてであります。国、県は、ご承知のように、平成24年度末までの実現期間、これを設けまして推進してきたわけなのですが、実態は、なかなか進んでいないというふうに見受けられます。同時に、この広域化については、職員の皆さんの方を聞きますと、なかなか不安な、そういう声も大変全国的には多いように思われます。そういう中で、県内自治体の進捗状況、それから、この間ずっと検討なさってきた中でのメリット、デメリットについて、そしてまた国、県の財政的な支援は、この広域化によってどういう形で変わっていくのかという内容です。それから最後に、管理者の考え方と、それから今後の見通しについてお伺いをいたします。

2点目は、地震災害から市民の命、生命・財産を守る対策ということで、この間、東京湾北部地震、あるいは茨城県の地震等が想定されていると、こういった中で、この間も随分3・11以降見直し含めての対応をしてきたというふうに考えておりますが、それらについての課題と施策について、どう実施されていくのかお伺いをいたします。とりわけ危険物等を扱う企業、そしてまた多くの市民が集う、集客する施設への立ち入り状況、実態調査、そしてまた改善点があれば、その点についてお伺いをいたします。

同時に、吉川市もまた松伏町の中でも、道路が大変狭隘なために、消防車やあるいは救急車が入れないと、こういった地域があると思いますが、それについての掌握、そしてまたそれに対する対策、今回の3・11含めて液状化現象が大変起きました、それに伴う対策も求められておりますが、なかなかこれは難しい点も多いかと思うのですが、そういった点についての見解をお聞きをいたします。

以上で質問を終わります。

○南田和実議長 ただいまの5番、遠藤義法議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 遠藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の消防の広域化計画と進捗状況、対応についてでございますが、平成18年6月に消防組織法が改正され、市町村消防の広域化に関する規定が新たに設けられました。広域化により住民サービスの向上、消防に関する財政基盤の確立と行財政運営の効率化及び消防体制基盤の強化が期待できるとされており、埼玉県では、平成20年3月に埼玉県消防広域化推進計画を策定し、県内36消防本部を7ブロックで区割りすることが決定されました。吉川松伏消防組合は、県南東部の6つの消防本部から成る第6ブロックに位置づけされ、ブロック内で広域化に関する勉強会が行われ、消防力の整備指針に基づく消防力の比較などを検証したところでございます。今後につきましても、6ブロック内での勉強会や各消防本部の事情を十分検証する必要があるものと考えております。

また、現状では、第6ブロック内消防本部の意向が明確化されておらず、広域化の機運が高まつ

ておりません。今後、県内の広域化の動向を注視し、関係部局におけるさらなる調査研究を継続していくことが必要であると考えております。

なお、県内における広域化の進捗状況、メリット、デメリット及び財政支援並びに2点目の地震、災害から市民の生命・財産を守る対策につきましては、消防長から説明をいたさせます。

以上です。

○南田和実議長 続きまして、相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 遠藤議員の質問に順次お答えをいたします。

初めに、消防の広域化計画と進捗状況、対応についてのうち、1点目の埼玉県内における広域化の進捗状況でございますが、別紙一般質問通告第2号資料をごらんください。先ほど管理者より説明がございましたとおり、埼玉県消防広域化推進計画では、県内における36消防本部を7ブロックに組み分けしており、所沢市消防本部、狭山市消防本部、入間市消防本部、日高市、飯能市で組織する埼玉西部広域消防本部の計4消防本部で構成する第4ブロックにおきましては、埼玉県消防広域化第4ブロック協議会が設置され、協議会におきまして消防広域化を合意し、平成24年度末までに消防広域化の実現を目指しております。また、加須市消防本部、羽生市消防本部、久喜市、宮代町で構成する久喜地区消防組合消防本部、蓮田市消防本部、幸手市消防本部、白岡町消防本部、杉戸町消防本部で構成する第7ブロックにおきましては、消防広域化第7ブロック協議会が設立され、平成24年10月1日より埼玉東部消防組合消防局となる予定でございましたが、羽生市消防本部と蓮田市消防本部におかれましては、11月25日、経費負担がふえることを理由に、脱退を表明したところでございます。県内では、第4グループと第7グループ以外では広域化に向けた具体的な協議は進められておりません。当吉川松伏消防組合が構成される第6ブロックは、埼玉県主催による消防広域化第6ブロック連絡協議会を平成20年9月18日から4回開催し、第6ブロック構成消防本部による勉強会を平成22年5月26日から3回開催しているものでございます。

次に、2点目の広域化のメリット、デメリットでございますが、第6ブロック構成消防本部による勉強会におきましては、第6ブロックで広域化を想定したときのメリット、デメリットを含め検証を進めているところでございまして、現在精査をしているところでございますが、メリットといたしましては、組織規模拡大による消防車両及び資機材の強化、通信指令施設の一元化や職員及び特殊車両等の適正配置などによる効率化、市町境などへの初動体制の充実などの項目が挙げられております。一方、デメリットでございますが、広域想定の消防力の整備指針において必要となる署所の整備に多額の費用を要する。消防団との連携体制の低下などの項目が挙げられております。

次に、3点目の国、県の財政的な支援計画でございますが、国におきましては、広域消防運営計画の作成経費として1圏域当たり500万円の特別交付税の措置や消防本部、施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設整備の整備に要する経費など、市町村の消防の広域化に伴い、臨時に増加する行政に要する経費の一般財源所要額の2分の1について所要の特別交付税の措置や、消防の広域

化に伴う消防署などの整備事業につきまして、地方債に係る元利償還金に対する交付税措置などがございますが、この財政支援につきましては、計画期間であります平成24年度で終了する予定であると伺っております。先ほど管理者より答弁がございましたとおり、今後当組合といたしましては、県内の広域化の動向を注視し、関係部局におけるさらなる調査研究を継続していくことが必要であると考えております。

以上で消防の広域化計画と推進状況、対応についての説明とさせていただきます。

続きまして、地震、災害から市民の生命・財産を守る対策についてのうち1点目の、今後予想される東京湾北部地震に対する地震災害対策で、見直ししている課題と施策実施でございますが、東京湾北部地震が発生した場合、当消防組合管内では、震度5強から震度6強の揺れが発生すると想定されております。甚大な被害をもたらしました東日本大震災の教訓を踏まえまして、ご質問にございました課題と施策について何点か述べさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、防災拠点の強化でございます。東日本大震災におきましては、大地震、津波により、消防庁舎、市町村庁舎及び避難所などの施設が被災し、災害対策本部機能の喪失や低下の事態が発生いたしました。これらの状況に対応するためには、消防庁舎、市町村庁舎の耐震化を初めといたしまして、指定避難所などの設置場所の適否、または見直し、通信設備の確保と強化、耐震化の推進が必要になると考えております。

2点目といたしまして、消防機関と他機関との連携強化でございます。地方自治体、警察、自衛隊、医療機関、自主防災組織、ボランティアなどのさまざまな機関との連携の必要性を再認識し、今後相互応援体制の一層の充実を図ることが必要になると考えております。

3点目といたしまして、消防団員を核とした地域防災力の強化、訓練、教育の推進でございます。地域防災、地域コミュニティーの核としての消防団の重要性を再認識し、消防団における防災活動が大規模災害時において、より円滑に行われるような体制の整備、装備の充実及び安全対策の確立が必要であると考えております。

次に、2点目の危険物を扱う企業や多くの市民が集客する施設への立ち入り、実態調査と改善点でございますが、危険物施設におきましては、移動タンク貯蔵所の立ち入り検査を毎年実施し、その他の施設につきましては、随時立入検査を実施しているところでございます。今回の東日本大震災における当管内での危険物施設の事故報告はございませんでしたが、消防法により許可を受けている施設でございますので、総務省消防庁におきまして、今回の東日本大震災における危険物施設の被害状況を集約中でございますので、今後の集約結果を踏まえた総務省消防庁の通知、または指導に基づき対応したいと考えております。

次に、市民が集客する施設でございますが、今回の東日本大震災における当管内での集客する施設に大きな被害は出ていないものと把握しておりますが、定期的に立ち入り検査を実施しており、今年度は12対象物を実施し、公共施設及びショッピングセンターにつきましては、違反事項を是正

されまして、その他の施設につきましては、是正指導を行ったところでございます。こちらにつきましても、消防庁の通知を待ちまして対応いたしたいと考えております。その間につきましては、消防設備の維持管理及び災害発生時の避難誘導の訓練指導を徹底していきたいと考えております。

次に、3点目の消防車、救急車が入れない地域の掌握と対策、液状化現象に伴う対策でございますが、現在当消防組合で把握している箇所は、吉川市内では、平沼地域の一部、三輪野江の一部、下内川の一部でございます。松伏町では、内前野の一部、築比地地区の一部でございます。当該地域での火災時対策に関しましては、消防車が入れないところについては、小型のポンプ車を火災現場に直近させる戦術や、消防車が進入可能な場所まで部所し、隊員により消防ホースを連結する戦術を駆使していくものでございます。

また、救急要請時の対策でございますが、救急車で直近まで接近し、救急車積載のストレッチャーで対応し、救急車内に収容いたします。また、必要に応じて救急支援隊といたしまして、消防隊が救急隊の支援に当たる活動も実施してまいります。このように、車両で接近できない狭隘な住宅街では、通常の戦術から応用した戦術を活用するとともに、人的消防力を有効活用し、対応してまいりますが、道路の整備が必要なことから、当組合といたしましても、吉川市、松伏町に消防、救急の円滑な活動ができるようなまちづくりをお願いしてまいりたいと考えております。

また、液状化現象に対する対策についてでございますが、当組合管内では、特に危険度の極めて高い地域といたしまして、吉川市では吉川駅周辺、駅南地区一部、深井新田から三輪野江地区の江戸川堤防沿いに集中しており、松伏町では、赤岩地区に集中しており、ゆめみ野地区の一部、松伏地区の一部がそれぞれ市町の液状化危険度マップに位置づけられております。液状化に伴い想定される被害につきましては、道路の寸断、あるいは破壊、上下水道の破裂等によります断水、電柱の倒壊などが考えられます。これらの被害に対する消防の対策といたしましては、道路につきましては、迂回道路等の速やかな選択、水道管につきましては、破壊された場合、防火水槽や自然水利の選定、電柱につきましては、感電防止の対応などに努めていきたいと考えております。今後も引き続き関係機関と連携をし、液状化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

5番、遠藤義法議員。

○5番 遠藤義法議員 再質問させていただきます。

説明していただきましてありがとうございました。広域化につきましては、今1つを除いて進んでいないという状況なのですが、この広域化推進計画、国のはうで決まったわけなのですが、この中でも特に衆議院、参議院の附帯決議もついておりまして、市町村の自主性を損なわないようにするということと、もう一つは、現職の消防職員等に情報を開示して、その意見の反映が図られるように指導するという、こういう附帯決議がついているわけですね。そういう意味では、国、県が

どんどん進めるということではなくて、やっぱり地方のそいつた消防組合等は、自分たちの認識でどうするかというところを判断をしていくということが大変大事かなというふうに思いますので、そいつた点で、ぜひメリット、デメリットも出されておりますが、ある地域の消防職員の大体8割は、この広域化について不安を覚えていると。それは、広域化になって、確かに異動があるということで、そいつた意味では、人事交流含めてのそいつたもの、意識の異動に伴うそいつたものもあるのですが、ただそこで培われてきたその地域の状況というのは、把握が、今度は新しいところに行くと、なかなかこれが把握するまで時間がかかるというような、いろんなそいつた不安要素とか、そいつたものもありますし、また指令系統についても、なかなか大変な状況になることもありますので、そこら辺も十分職員の皆さんのお意向を聞きながら検討も、埼玉県のほうも、ここ24年度で終わりではなくて、今言わされたように、財政的な措置はないけれども、今後も継続してやっていくという見解も言っておりますので、そういうことで十分に配慮しながらやっていただきたいというふうに思いますし、私は、こういったものは、その地域地域の実情がありますので、やはりその地域の消防力を高めていくということが必要だというふうに理解しておりますので、その点も加えさせていただきます。

それから、この点については、国のほうにもぜひ財政力ということで意見等も出していただきたいのですが、今特別交付税とかいろいろ出されておりましたけれども、地方交付税にカウントされる消防力の中身というのは、10万人当たり119人なのですね。それの基準で交付税措置をしているわけですね。ところが、今ありましたように、吉川と松伏で大体10万人と想定しますと。146名職員、だからそいつた意味では、財政的にも国のそいつた交付税措置がなされていないですから、きっと国に対してもそいつた実情、それでもまだ多分職員の充足率というのは少ないわけで、100%ではないわけですから、そいつた点での対応をぜひ求めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

2点目につきましては、大変今回の地震含めて、予想されるということで、30年以内に7割以上という確率でいうこともありますので、特に危険物を扱うそいつた施設、被害を大変多くしますので、そこら辺についての対応、それからこの防災、吉川の場合、防災マップの中で今出されたように平沼地域、これはもうなかなか消防車や救急車も入れないという状況もありますから、ただこれで見ますと、大変被害の状況が大きい地域にもなっているのです。これで見ると、本当に真っ赤なのですね、実際ね。だから、そいつた点での被害の拡大も想定されますので、そこら辺はまちづくりとの関係もありますし、また対応もきっとしていただきたいというふうに要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○南田和実議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 ただいまご質問をいただきました財政力の関係でございますけれども、それぞれ消防を取り巻く環境も非常に財政が厳しい状況でございまして、過日全国消防長会で消防庁のほうに財政力のさらなる充実についての要望を行ってきたところでございまして、今後につきましても、引き続き適正な財政力になるよう要望をさせていただく予定でございます。埼玉消防長会、関東消防長会、全国消防長会、それぞれがそれぞれ関係機関に要望を出しておりますが、特に財政力につきましては、引き続き財政力の強化の要望をしておりますので、今後につきましても、そのような要望をしてまいりたいと思います。

以上です。

○南田和実議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第6、報告第1号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、報告第1号の専決処分事項の承認についてをご説明を申し上げます。

専決処分した事項につきましては、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についてでございます。本件は、埼玉県市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること、及び同組合の規約を変更し、並びに同組合の財産処分について協議するものでございまして、構成市町における平成23年9月議会において当該議案が可決されたこと、関係書類の提出期限により、緊急に処理する必要があったため、専決処分をしたものでございます。

以上、報告を申し上げますとともに、ご承認いただきますようお願いをいたします。

○南田和実議長 報告第1号につきましては、12月15日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認については、承認することに決しました。



◎第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第7、第6号議案 吉川松伏消防組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第6号議案 吉川松伏消防組合手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所にかかる審査手数料を新たに設けることとなりました。これらの手数料につきましては、この政令に定めた手数料の額を標準とし、地方公共団体の条例で定めることとなっております。吉川松伏消防組合においても、特殊事情や実費の相違などがないことから、この政令で定める浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所にかかる審査手数料を追加するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○南田和実議長 第6号議案につきましては、12月15日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案 吉川松伏消防組合手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決

することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○南田和実議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第8、第7号議案 平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第7号議案 平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をいたします。

歳入につきましては、予算現額15億1,815万2,000円に対しまして、収入済額15億1,577万1,692円でございます。

歳出につきましては、予算現額15億1,815万2,000円に対しまして、支出済額14億9,309万7,700円でございます。したがいまして、歳入歳出差し引き残額は2,267万3,992円となりまして、全額を平成23年度への繰越金とさせていただくものでございます。主な事業につきまして申し上げます。

1点目は、通信指令管理事業でございます。吉川市駅南の開発に伴う町名変更に対応するため、消防緊急指令システムに新町名、新住所を表示させるための改修を行い、その他円滑な指令体制を確立させるための経費が6,739万7,652円でございました。

2点目は、車両資機材管理事業でございます。各種災害に的確に対応するため、消防車両及び消防資機材の保守点検や消防活動に必要不可欠な空気呼吸器、消防用ホース及びN B C災害での感染者や防護服を除染するために必要な除染シャワーテント一式の整備を行い、この経費が2,272万6,611円でございました。

3点目は、車両整備事業でございます。平成7年11月から吉川消防署に配備されております消防ポンプ自動車にディーゼル車排ガス浄化装置を取りつけ、排気ガス基準に適合させることにより、継続運用することといたしましたので、この購入費が131万2,500円でございました。また、平成

18年11月から吉川消防署に配備された指揮車に、既存の電子サイレンに加え、交差点進入時などで使用するモーターサイレンを新たに設置し、さらなる安全確保を図りました。この経費が7万1,201円でございました。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出してございます。主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいただきまして、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から補足説明をいたさせます。

以上です。

○南田和実議長 次に、岡田重久会計管理者。

○岡田重久会計管理者 それでは、第7号議案 平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明をさせていただきます。

別冊の決算書をごらんいただきたいと存じます。9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、予算現額、調定額、収入済額とも14億6,116万3,000円でございます。組合規約第14条に基づきまして、構成市町から常備分及び非常備分としてご負担いただいた組合負担金でございまして、前年度対比では3.3%の減、収入済額全体の96.4%を占めております。負担金額は、右側にございます備考欄のとおりでございます。

なお、構成市町における常備消防費の負担割合を申し上げますと、吉川市が63.05%、松伏町が36.95%となっております。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、予算現額45万7,000円に対しまして、収入済額は81万3,100円でございます。内容といたしましては、危険物及び火薬類等に係る申請手数料並びに各種証明手数料でございますが、移動式タンク貯蔵所の変更手数料等の件数が多くあつたことから、35万6,100円の増となつてございます。

次に、3款財産収入は、収入済額2万6,192円でございます。これは、消防施設整備基金積立金利子でございます。

次に、4款繰入金でございますが、収入済額138万3,701円でございます。これは、吉川消防署に配備しております消防ポンプ自動車にディーゼル車排ガス浄化装置を取りつける車両改修並びに指揮車のモーターサイレン取りつけに要する経費として、消防施設整備基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。次に、5款繰越金でございますが、収入済額4,579万3,241円、構成比は3.0%でございます。これは、前年度会計の繰越金でございます。

次に、6款諸収入でございますが、収入済額659万2,458円、構成比は0.4%でございます。内訳は、団体保険事務費など備考欄のとおりでございますが、このうち消防団員退職報償受入金は433万2,000円で、退職された消防団員にお支払いする退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金

から受け入れたものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額15億1,815万2,000円に対しまして、調定額及び収入済額とも15億1,577万1,692円でございます。予算現額に対する収入率は99.8%で、収入済額の前年度対比は2.5%の減でございます。

続きまして、歳出でございます。15ページ、16ページをお開きいただきたいと思います。まず、1款議会費でございます。議会運営にかかる経費でありまして、支出済額は143万5,405円でございます。執行率は92.8%で、議会費全体の80.2%を人件費が占めております。

次に、2款総務費でございますが、支出済額47万5,970円でございます。執行率は89.6%、前年度対比では2.4%の減でございまして、1項1目一般管理費は31万9,560円で、特別職の給料等でございます。

1項2目公平委員会費は、3万7,699円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2項1目監査委員費は、11万8,711円でございます。

次に、3款消防費でございますけれども、予算現額14億1,788万4,000円に対しまして、支出済額は13億9,461万766円でございます。

歳出全体の93.4%を占めておりまして、執行率は98.4%で、前年度対比では1.6%の減でございます。

なお、消防費のうち82.6%が人件費となってございまして、不用額は2,327万3,234円となってございます。

それでは、目別にご説明を申し上げます。まず、1目常備消防費でございます。支出済額12億9,238万7,943円で、消防費全体の92.7%を占めてございます。主な内容につきましては、2節給料が5億1,002万8,814円、3節職員手当等が3億2,989万6,375円。

19ページ、20ページをお開きください。4節共済費が1億5,867万6,151円、それから28ページにございますが、19節負担金補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合の職員退職手当負担金が1億3,652万2,715円など、人件費及び各事務に係る経費などでございます。

11節需用費では、消耗品、車両の燃料費及び検査点検料、車両機械器具修繕料並びに被服費などの経費でございます。

12節役務費では、各種通信費や保険料、救急救命士特定行為指示指導料などの経費でございます。

次のページをお開きください。13節委託料では、吉川駅美南地区の開発に伴う新町名、新住所を消防緊急指令システムに表示させるためのシステム改修や通信指令施設保守点検業務、消防資機材保守点検業務及び健康診断業務などの委託経費でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。14節使用料及び賃借料では、事務機器、通信指令施設の借上料と複写機並びに発信地表示システム使用料などでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。18節備品購入費では、N B C災害における要救助者等の除染活動を目的とする除染シャワーテント一式購入費や、経年劣化による消防器具の更新費でございます。

19節負担金補助及び交付金では、消防大学校、埼玉県消防学校の消防専門教育研修、救急救命士教育負担金などでございます。

なお、平成22年度においても、救急救命士養成所に職員1名を派遣して、国家試験に合格し、救急救命士の資格を取得してございます。

27ページ、28ページをお開きいただきたいと存じます。次に、2目消防施設費でございます。予算現額3,781万2,000円に対しまして、支出済額3,551万5,939円でございます。庁舎等の消防施設の修繕や消防車両の改修費が主な支出でございます。

11節需用費では、ディーゼル車排ガス浄化装置の取りつけによる車両改修費が131万2,500円でございます。また、指揮車へのモーターサイレンの取りつけによる改修費が7万1,201円でございます。

13節委託料は、庁舎施設の保守点検や清掃などの委託料でございます。

以上が消防施設費でございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。3目非常備消防費につきましては、予算現額7,260万8,000円に対しまして、支出済額が6,388万644円でございます。吉川市消防団員279名、松伏町消防団員114名分の団員報酬や、消防団員公務災害補償等共済基金の負担金などの人件費、出務時の費用弁償、車両修繕などの物件費、退職報償金、消防団運営補助金や前年度会計精算金が主な支出となってございます。

ちょっと飛びますが、35ページ、36ページをお開きいただきたいと存じます。4目非常備消防施設費につきましては、予算現額366万6,000円に対しまして、支出済額が282万6,240円でございます。消防団器具置き場の修繕料、敷地借上料及び松伏町消防団の再編によりまして不要となった消防団器具置き場の水道施設撤去工事費や、解体工事費などが主な支出でございます。

次に、4款公債費でございます。予算現額が9,155万1,000円に対しまして、支出済額9,154万9,559円で、構成比は6.1%でございます。消防施設整備事業で起債した地方債の元金及び利子を償還したものでございます。

37ページ、38ページをお開きください。次に、5款諸支出金でございます。予算現額、支出済額とも502万6,000円で、構成比は0.4%でございます。これは、消防施設整備基金に積み立てたものでございます。

最後に、6款予備費でございますが、当初予算200万円のうち東日本大震災に伴う計画停電に対応するための予備燃料の確保、避難者受け入れに対応するための化学防護服購入費など、東日本大震災に関連する経費として、消防費に38万7,000円を充当いたしました。

以上、歳出合計、予算現額15億1,815万2,000円に対しまして、支出済額14億9,309万7,700円でございます。前年度対比では1.0%の減となってございます。なお、不用額は2,505万4,300円でございまして、予算現額に対する執行率は98.3%でございます。

以上、歳入と歳出の差引額につきましては、2,267万3,992円となってございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと存じます。実質収支に関する調書でございまして、歳入総額、歳出総額の差引額は、単位を1,000円といったしまして、2,267万4,000円となってございます。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額2,267万4,000円が実質収支となつてございます。

続きまして、41ページ、42ページをお開きいただきたいと存じます。財産に関する調書でございます。まず、1の公有財産でございます。決算年度中の土地及び建物の増減はございませんでした。

次のページをお開きいただきたいと存じます。2の物品でございます。決算年度中の備品において、除染シャワーテント一式を整備しましたことから、数量1の増となってございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。3として、基金でございますけれども、364万2,000円の増で、決算年度末現在高は2,745万3,000円でございます。

以上が平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

以上でございます。

○南田和実議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めておりますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀代表監査委員 監査委員の小島でございます。監査委員を代表いたしまして、平成22年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

平成23年8月23日に加崎監査委員とともに審査を行いました。審査につきましては、管理者より審査に付された平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算書及び法令で定める書類等に基づき、その計数の正否、あるいは予算執行状況の適否を主眼として審査を行いました。平成22年度決算額につきましては、歳入は、前年度と比べて3,838万4,483円、2.5%減の15億1,577万1,692円で、予算現額に対する収入率は99.8%でございました。このうちの96.4%が吉川市と松伏町からの負担金でございます。

歳出は、前年度と比べ1,526万5,234円、1%減の14億9,309万7,700円で、予算現額に対する執行率は98.3%でございました。このうちの77.3%の11億5,409万円が人件費に係る支出でございます。N B C災害に対応する除染シャワーテントを導入し、関係機関や消防団と連携して、消防総合訓練を実施したことにより、特殊な災害に対応するための消防力強化が図られたことは、一定の成果として評価されるものと考えております。

審査の結果につきましては、お手元の平成22年度吉川松伏消防組合一般会計決算審査意見書をご

らんいただきたいと存じます。

さて、経済情勢は依然として厳しい状況が続いておりますが、構成市町の財政状況を見ますと、吉川市については、住民の快適な住環境を整備するため、吉川美南駅及び美南小学校の建設を重点事業と位置づけるとともに、市庁舎建設基金の積み立てに取り組むなど、財政負担が大きくなる要素が多く見込まれています。

松伏町につきましては、歳入における町税が決算ベースで2年連続して減収となるなど、自主財源の確保が課題となっているほか、町税に次ぐ主要財源である地方交付税は、国の概算要求組み替え基準により圧縮が予想されるなど、これまでにない厳しい財政運営を強いられることが予測されております。

吉川松伏消防組合の運営は、そのほとんどを構成市町の負担金に依存していることに配意し、今後も経費全般の徹底した見直しを図り、費用対効果の観点から事業の優先度を明確にして、住民の安心、安全及び生命、財産を守るため、社会情勢の変化に適応した効率的な予算執行に努めていただき、吉川市及び松伏町住民の負託にこたえる消防行政の展開をご期待申し上げまして、平成22年度決算審査の報告とさせていただきます。

○南田和実議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、5番、遠藤義法議員の質疑を許可いたします。

○5番 遠藤義法議員 5番の遠藤ですが、第7号決算の認定につきまして質問させていただきます。

昨年の3月議会で管理者より報告がありまして、埼玉県広域災害救急医療情報システム、これは改良されて、病院との連絡体制をとる中で、これまでなかなか救急車は到着しても病院に搬送されないという、この時間帯をできるだけ短縮すると。されるであろうという報告がありました。そういった点で、22年度、また23年度につきましては、これまでどうであったのか、その点についてお聞きをいたしますし、また改善策があればその対策についてお聞きをいたします。

大きな2点目は、これも当初予算の編成に当たって管理者から、歳出の抑制に努めるものとしましたと、こうあるわけなのですが、一方では、先ほど報告がありましたように、77%を超える人件費ということありますし、また住民の安全、安心の事業が求められていると、充実が求められているという中で、決算での成果は、実際はどうだったのか見ますと、人件費のみが多少削減されたということぐらいかなというふうに思うのですが、この点での内容についてお聞きをいたします。

それから、監査委員のほうから報告が出されておりまして、その結びの中で、巨大地震や国内各地で発生した云々とありますと、ここで危機管理の徹底と、それから人的消防力の増強に努めていただこうと提言しますと、こうあります。そういう意味では、来年度に向けてどういった形でこの提言を実施するようになるのか、そういう大まかな内容について、方向についてお聞きをいたします。

そしてまた、LED照明器具への変換など、経常経費削減と省エネ対策についてさらなる推進を

求めますと、こうありますし、こういった点での対応策についてもお聞きをいたします。

以上で質問を終わります。

○南田和実議長 5番、遠藤義法議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 遠藤議員のご質問に対してもお答えいたします。

1点目の平成22年3月より改善された埼玉県広域災害救急医療情報システムにより、救急患者の搬送時間短縮の実態についてのご質問でございますが、埼玉県広域災害救急医療情報システムは、救急搬送がスムーズに行えるよう昭和56年より稼働し、平成22年3月に改良したシステムでございます。病院収容所要時間は、システム改良前の平成21年中が平均40.6分でございます。それに対して、改良後の平成22年中については、平均40.9分でございまして、短縮されていないのが現状でございます。こうしたことから、当消防組合の改善策といたしまして、この救急医療情報システム以外に電話連絡等で毎日各医療機関の当直科目や空きベッド等を調査し、より多くの救急医療機関の情報収集に努め、この情報を各救急隊に提供し、救急患者の搬送時間の短縮に努めているところでございます。

また、管内や近隣の救急医療機関に出向き、救急要請時における救急患者受け入れがスムーズにできるよう個別にお願いしているところでございます。さらなる救急医療体制の充実を図るため、救急告示医療機関に対する支援や広域災害救急医療情報システムの充実、強化を近隣6市1町の首長が連名にて埼玉県知事に要望したところでございます。今後につきましても引き続き救急医療機関と連携強化を図り、救急搬送がスムーズに行えるよう努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○南田和実議長 次に、鈴木克己総務課長。

○鈴木克己総務課長 遠藤議員の2点目のご質問につきましてお答えいたします。

まず、平成22年度予算における歳出の抑制につきましては、事務事業全般について必要性や効果などについて見直しを行い、無駄の削減や事務事業の効率化に努めました。

具体的な事例を申し上げますと、消防車両の更新計画を見直し、排ガス浄化装置の取りつけにより更新時期の延長を図りました。また、消防本部職員を対象とする時間外勤務取扱要領を定め、時間外勤務手当の縮減と公務能率の向上を図り、あわせてノー残業デーを設置いたしました。庁舎内外の清掃につきましては、外部業者への委託を最小限に抑え、草木の手入れや日常の庁舎内の清掃や軽微な修繕につきましては、職員で行うこととし、経費の削減に努めております。

次に、安心、安全の事業実施につきましては、自主防災組織や事業所での消防訓練指導や防火対象物への査察を積極的に行い、火災予防の推進を図りました。また、普通救命講習を初め、学校や事業所における応急手当の普及啓発に努めました。さらに、N B C災害に対応するため、除染シャワーテント一式を新たに整備し、この資機材を使用する訓練を関係機関と合同で実施して災害対応

力の強化を図りました。

次に、危機管理の徹底と人的消防力の増強についての来年度予算編成への対応でございますが、まず危機管理の徹底につきましては、先月ゲリラ豪雨を想定した緊急連絡訓練と警防本部運営訓練を2回実施しました。来年度の予算には直接反映はいたしませんが、さらにさまざまな災害想定して、事前通告なしの訓練を来年度も引き続き実施して、新たな課題に対応するため、警防規程などの見直しを行い、あわせて職員の危機管理意識の向上を図ってまいります。

また、来年度は、訓練塔の改修工事を予定しております、仮想住居施設や連結送水管などを設置いたしまして、中高層建物火災などを想定した訓練を充実強化し、消防力の向上を図ってまいります。あわせて、装備品では、特殊災害に対応するため、化学防護服の増強整備を行います。

次に、人的消防力の増強につきましては、今年度末の退職予定者6名の欠員補充に加えて、2名を増員し、消防署での査察体制を充実させてまいります。

次に、経常経費の削減につきましては、職員のコスト意識を高め、引き続き光熱水費の削減や時間外勤務の縮減に努めてまいります。

最後に、省エネ対策でございますが、業務上24時間365日照明が必要な通信指令室の照明器具を、消費電力の少ないLED照明に改修する工事を予定しております。また、新たな庁内ネットワーク機器を導入いたしまして、情報の共有化とペーパーレス化を推進してまいります。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

5番、遠藤義法議員。

○5番 遠藤義法議員 再質問させていただきます。

1点目につきまして、なかなかこのシステムが効果を得るまでに、実績を上げるまでになっていないということなのですが、その要因についてはどうなのか。それ以外にも自分たちの独自の方策によって、今何とか短縮させようということで努力している、その姿はわかるのですが、ではこの情報システムそのものが生きない理由ですね、それはどういうことで実績が上がらない、そういう中身になっているのか、その点についてお聞きをいたします。

それから、2点目につきましては、いろいろご努力されていると、そういった実態はわかりますので、ぜひそれをやっていただきたいというふうに思います。ただ、人的消防力ということで、今回6名欠員のところを2名増員をするということで、先ほどお話がありました146人ですか、なるということなのですが、実際、ではこの職員数というのは、先ほどの広域化の話ではありませんけれども、現行の基準でいきますと、これが吉松消防につきましては215名と、これが基準数になっているというふうに出されているわけですね。それから見ると、大変管内といいますか、この6つの消防本部の中でも低い部類になっているわけですね。そういう点では、確かに消防車になかなか5人乗っていかれないとか、いろんな話も以前はありました。実態がそういう形になつ

ては困りますので、その点についての内容を、充足率含めての内容が今後どういう形で充足していくのか、その計画もありましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○南田和実議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 救急医療情報システムの成果が上がらない理由といたしまして、まず医療機関、これにつきましては、1日2回、午前午後、入力をするようになってございます。それが午後等については、夜間帯の重要な部分につきまして入力がされていない。情報がないということがたびたびございます。

それと、もう一点でございますが、当消防組合の救急搬送人員の収容率でございますが、管内、吉川松伏管内におきまして救急告示病院が2施設ございます。松伏に1つ、吉川に1つでございますが、管内の収容率が32%、昨年22年中に搬送いたしました人員が2,998名のうち32%の収容率でございます。その7割が県外と申しますか、市外のほうにお願いしているわけでございまして、それらを含めて調整をさせていただいているところでございますが、そういったわけで、7割の収容をほかの機関にお願いしているということから、外へ出る時間が長くなつて収容率の所要時間が長くなろうと思っております。

以上でございます。

○南田和実議長 次に、相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 先ほどの収容時間の要する原因、要因でございますけれども、お尋ねがありました関係で、こちらにつきましては、先ほど浅子のほうからご答弁を申し上げました医療機関の入力の問題、これが1つございます。それから、医療情報システムに基づいて救急要請、収容要請をかけるわけでございますけれども、その際、ベッドが満床になってしまった。あるいは担当の医師が今ちょうど別の患者が入って対応中で対応ができない、あるいは担当医師が不在で対応できない、そういうことで、先ほど申し上げました収容までの時間が大分かかっているということでございます。そういうことから、できるだけ迅速に収容できるようにということで、各病院に直接お邪魔して、今お願いをしているところでございますが、この問題につきましては、全国的な問題でございまして、先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、近隣の首長を初めとした当管理者が知事のほうに参りまして、ぜひともこの辺を改善していただきたいということでお願いもしております。また、機会をとらえて、今後も収容時間の短縮についてお願いをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○南田和実議長 次に、鈴木克己総務課長。

○鈴木克己総務課長 遠藤議員の再質問に対しましてお答えします。

2点目のご質問でございました人的消防力の増強につきましてお答えします。現在の消防力の充

足率でございますが、これは消防力の整備指針に示されております国の基準で申し上げますと74.4%でございます。先ほど遠藤議員が215名が国の基準とおっしゃっておりましたが、私どもの算定では196名と算出させていただいております。

今後の充足率を高めていく方向なのですが、現在吉川駅美南地区の開発が進んでおりまして、来年3月には美南駅が運用されると伺っております。これらを踏まえまして、南分署の消防体制、現在消防車両1台、救急車1台でございますので、消防車の増強等を検討しているところでございます。定員が今160名でございまして、現在の職員数が146名、来年度2名増強しまして148名になる予定でございますが、今後も定員を目標といたしまして人的消防力の増強を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南田和実議長 以上で質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を認定することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 平成22年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第9、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万6,000円を追

加し、予算の総額を17億417万7,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、前年度会計繰越金を整理いたしまして、吉川消防署のボイラー修繕一式、水難救助用ポート及び資機材搬送車の購入、資機材搬送車購入に伴います消防無線移設工事費、吉川市消防団にて使用する小型動力ポンプを購入し、はしご付消防自動車更新整備費及び災害対応特殊救急自動車・高度救命高度処置用資機材購入費の契約実績に伴います減額補正でございます。残る財源につきましては、構成市町へ返還するものでございます。

詳細につきましては、消防長から補足説明をいたさせます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○南田和実議長 次に、相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 それでは、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、平成22年度の繰越金の確定のほか、資機材搬送車、水難救助用ポートの購入及びボイラーの修繕等につきまして補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。お手元の補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入の第3款国庫支出金でございますが、災害対応特殊救急自動車・高度救命措置用資機材購入費の契約実績に伴いまして、59万8,000円を減額するものでございます。

続いて、第5款繰入金でございますが、はしご付消防自動車更新整備事業費及び災害対応特殊救急自動車・高度救命措置用資機材購入費の実績に伴いまして、はしご付消防自動車更新整備費を637万7,000円、災害対応特殊救急自動車・高度救命措置用資機材購入費を15万7,000円減額し、資機材搬送車購入費のうち206万2,000円を消防施設整備基金から繰り入れるため、合計で447万2,000円を減額するものでございます。

また、資機材搬送車購入費につきまして、水難救助用ポート及びN B C災害に対応する資機材の災害対応資機材を一括して積載することができる資機材搬送車を増強整備し、各種災害に即応できるよう購入するものでございます。資機材搬送車の購入費750万円の財源といたしましては、前年度会計決算から発生した常備消防費の繰越金にて543万8,000円を充当し、不足分206万2,000円は、消防施設整備基金を取り崩して充当するものであります。

次に、第6款繰越金でございますが、先ほど認定をいただきました平成22年度決算におきまして、歳入歳差し引き残額2,267万4,000円が生じましたので、平成23年度当初予算に繰越金として計上いたしました。500万円を差し引いた1,767万4,000円を増額するものでございます。

次に、第8款組合債でございますが、はしご車、救急車の購入費が確定いたしましたことと、当初予定していた一般単独事業債から施設整備事業債に変更したことにより、はしご付消防自動車更新整備事業費を17万円増額し、災害対応特殊救急自動車・高度救命措置用資機材購入費を276万

8,000円減額し、総額で259万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。初めに、歳出の第3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、車両資機材管理事業の15節工事請負費でございますが、新たに整備する資機材搬送車に廃車した車両から取り外してある消防無線機器を移設するための工事費20万円を計上させていただきました。

続きまして、18節備品購入費でございますが、現在所有している水難救助用ボートが破損し、取り扱い業者から修理不能であるとの回答がございましたことから、水難事故に対応するための大型ゴムボート1艇、水害時に住民を救出するための小型ボートを2艇購入し、増強整備するものでございます。

次に、第2目消防施設費、庁舎維持管理事業の11節需用費、庁舎修繕料でございますが、吉川消防署にて現在使用しているボイラーにつきましては18年が経過し、使用耐用年数から5年以上経過している状況でございます。現在燃焼室にあるバーナ一口から漏水しているため、応急処置は施しているものの、いつ壊れるかわからない状態のため、交換、修繕するものでございます。

続きまして、車両整備事業の18節備品購入費でございますが、資機材搬送車購入費750万円を計上させていただきました。また、はしご車及び救急車につきまして、入札の結果、当初予算より低額で落札いたしましたので、はしご付消防自動車更新整備事業費が620万7,000円の減、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材が352万3,000円の減で、総額223万円の減額するものでございます。

次に、3目非常備消防費、吉川市消防団運営事業の18節備品購入費でございますが、吉川市消防団については、来年度に実施される第27回埼玉県消防操法大会の出場に際し、現在所有している小型ポンプは、導入後17年が経過しており、ポンプ機能が低下し、放水に時間を要する状態であるため、新規購入費として218万3,000円を計上するものでございます。また、大会終了後につきましては、載せ替えを行い、災害対応用として運用していくものでございます。

次に、23節償還金利子及び割引料でございますが、平成22年度決算により生じました繰越金のうち、常備消防費分1,024万1,000円につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、消防無線移設工事費、水難救助用ボート購入費、ボイラー修繕費、資機材搬送車購入費に充当させていただくものでございます。非常備消防分といたしまして、吉川市分の剰余金536万5,000円のうち、先ほど説明をさせていただきました小型動力ポンプ購入費218万3,000円を差し引いた318万2,000円を吉川市に返還し、松伏町の剰余金206万8,000円を返還するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りをいただきたいと思います。債務負担行為補正でございます。水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業を追加させていただきました。平成9年8月から松伏消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車につきましては、平成24年8月をもってNOx・PM法の規制に該当する車両でございまして、排ガス浄化装置を取りつけることにより運用可能となり

ますが、取り扱い業者から、この製品の需要が低いため今後の提供が不明であるとの回答がございました。また、この車両の艤装業者が廃業しており、経年劣化も見られるため、ポンプ等の維持管理が極めて困難な状況であり、今後の火災等の出動において支障を来すおそれがありますことから、更新整備を予定するものでございます。

なお、東日本大震災の災害により部品等の供給がおくれており、発注が納車まで6ヶ月以上の期間を要するため、本年度中の契約締結が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○南田和実議長 第8号議案につきましては、12月15日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

◆

◎閉会の宣告

○南田和実議長 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成23年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変にご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分